

原子力災害に係る長浜市広域避難計画

令和5年3月

長 浜 市

目 次

第1章 広域避難計画に関する基本的考え方.....	1
1 計画の根拠	1
2 基本方針	1
第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置.....	2
1 本市における防護措置を行う対象地域及び人口.....	2
2 広域避難の基本的な流れ.....	2
3 県域を超える広域避難及び段階的避難の実施.....	3
4 避難先	4
5 屋内退避	6
第3章 避難手段及び避難経路.....	7
1 避難手段	7
2 避難経路	8
3 交通対策	9
第4章 スクリーニング及び除染の実施体制（避難中継所の設置）.....	10
1 原則	10
2 避難中継所の設置.....	10
3 実施体制の整備.....	11
4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行.....	11
第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備.....	12
1 方針	12
2 緊急時における配布体制の整備.....	12
3 説明書等の準備.....	12
4 副作用への備え.....	12
5 備蓄場所	12
6 配布場所	13
7 緊急時における配布及び服用の手順.....	14
第6章 避難所の設置運営.....	15
1 避難所の設置運営.....	15
2 拠点避難所の設置.....	15
3 避難所運営に必要な物資の確保.....	15
第7章 避難長期化への対応.....	16
1 二次避難への移行の進め方.....	16

2 二次避難先の確保.....	16
第8章 要配慮者の広域避難についての基本的な考え方.....	17
第9章 費用負担	18
第10章 UPZ外の地域への対応.....	19
第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係.....	20
第12章 広域避難計画の見直し.....	21
第13章 市内における避難.....	22

第1章 広域避難計画に関する基本的考え方

1 計画の根拠

この計画は、長浜市地域防災計画第5章―第2節―第8―1「避難計画の作成」の規定及び滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）により策定された「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画（令和5年3月）」に基づき策定する。

2 基本方針

(1) 原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民について、OIL1^{※1}に基づく避難またはOIL2^{※2}に基づく一時移転を実施することを前提するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。

※1 OIL1：500 μ Sv/h 超過

※2 OIL2：20 μ Sv/h 超過

(2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

(3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。

(4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないように、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。

第2章 広域避難、屋内退避等の防護措置

1 本市における防護措置を行う対象地域及び人口

(1) 対象地域

市地域防災計画（第5章原子力災害対策計画）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「本市におけるUPZ※1」という。）とする。

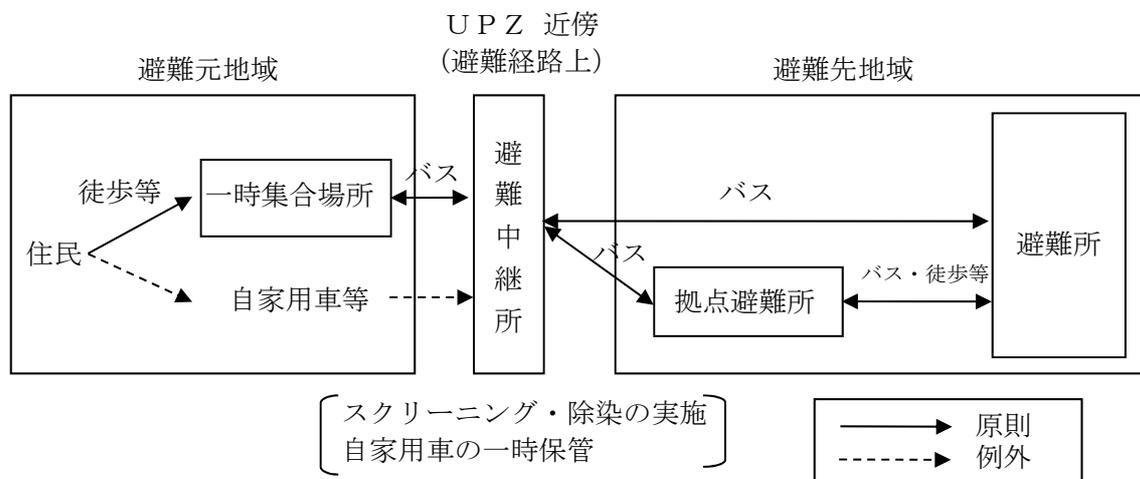
※1 本市におけるUPZ：別紙1及び別紙2参照

※UPZ：原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設から概ね30km）や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案して定めたもの

(2) 対象人口

23,802人（住民基本台帳人口：令和5年1月1日現在）

2 広域避難の基本的な流れ



(1) 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会単位で行うことを原則とする。

ただし、市は必要に応じて県と協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

(2) 避難元地域から避難中継所への移動

- ① 避難を要する地区の住民は、本市の指示に基づき、原則としてあらかじめ定められた一時集合場所^{※2}から避難用バスにより避難中継所（湖北体育館、長浜 I C または長浜バイオ大学ドーム）に移動する。

※2 あらかじめ定められた一時集合場所：別添 2 参照
ただし、地域の状況や時間的制約等により一時集合場所に移動することが不適当または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

- ② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

(3) 避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニング検査を受け、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所^{※3}（または避難所）に避難用バスで移動する。

(注) スクリーニングとは、放射性物質による汚染の有無を測定し、必要な処置を行うために、ふるいわけすることであり、避難時や防災対策区域からの退出時などに行う。

※3 あらかじめ定めた拠点避難所：別添 2 参照

(4) 拠点避難所～避難所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、本市と連携して拠点避難所に到着した本市の避難者を、各避難所に移送する。

(5) 家庭動物との同行避難

市は、災害の実態に応じて、県と連携し飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとするが、具体的な対応については、今後の検討課題とする。

3 県域を超える広域避難及び段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（市地域防災計画（第 5 章原子力災害対策計画）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、P A Z（原子力事業所から約 5 k m 圏）内の住民等に避難指示が出され、U P Z 内の住民には屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、O I L に基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を超えた広域連携を図るとともに、特に U P Z 内の住民の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施する方法等について、国及び福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している「福井エリア地域原子力防災協

議会※4」の場において、検討・調整を行う。

市は、県域を超える広域避難及び段階的避難の実施について、福井エリア地域原子力防災協議会の検討結果及びそれを踏まえた県計画に基づき対応する。

※4 地域原子力防災協議会：国が、原子力発電所の所在する地域毎に設置する、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援し、課題解決を図るためのワーキングチーム

4 避難先

(1) 緊急時における避難先の決定方針

- ① 市は、本市住民が本市の区域を超えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他市町への受入れについて県に協議を要請する。なお、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断される場合または受入れ施設が不足する場合、県に対し他府県との避難受入れ協議を要請する。
- ② 市は、県と密接に連携して避難先の検討を進める。
＜県の対応＞
 - ① 避難先の検討に当たって国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求める。
 - ② 他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果を基に、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

(2) 県内他市町への避難

- ① 市は、状況に応じ、県内他市町への避難について県に協議を要請する。
- ② 市は、県が示した受け入れ可能な避難所施設の一覧をもとに、県及び避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行う。なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮する。
- ③ 市は県と連携し、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、あらかじめ、避難単位ごとの一時集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくものとする。
＜県の対応＞
 - ① 市の要請を受け、草津市、甲賀市及び東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
 - ② 市が決定した各避難所への避難住民の割り振り方針を避難先市町に連絡する。
 - ③ 避難先となる市町に対して、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町と協議のうえ、本市に対して避難所となる施設を示す。

(3) 他府県への避難

【関西方面への避難】

- ① 市は、状況に応じ、関西方面に避難する必要があると判断した場合、避難について県に協力を要請する。

<県等の対応>

- ① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。
- ② 本市の大阪府内受入れ市町村は以下のとおりとする。

市名	人口	避難先市町村名 ^{※5}
長浜市	23,802人	大阪市 (中河内地域) 八尾市、柏原市、東大阪市 (南河内地域) 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (泉北地域) 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 (泉南地域) 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

※5 避難先市町村ごとの個表は【別添2】のとおり。

- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、本市を含む関係周辺市の事前に定めた受入れ可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村及びカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取したうえで、受入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、前項に規定する意見聴取に対しては、本市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村及び和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県及び関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、前項に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入れ先の調整を要請する。

【中部方面への避難】

市は、状況に応じ、中部方面に避難する必要があると判断した場合、避難について県に協力を要請する。

<県の対応>

- ① 中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定

書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

5 屋内退避

(1) 屋内退避の効果と必要性

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

放射性プルームが到達した場合などには、一時的に空間線量率が高くなるおそれがあり、その際に避難行動等により外出していれば、無用な被ばくをする危険性がある。そのため、屋内退避で放射性プルームをやり過ごし、OILに基づき必要な場合には、適切なタイミングで避難を行うことが無用な被ばくを避ける上で有効である。

(2) 屋内退避の実施

住民は、原則自宅で屋内退避を実施する。

勤務・通学する者または一時滞在者については、原則、帰宅することとするが、放射性物質が放出され、またはすぐにも放出される危険性があるなど、帰宅途中等に被ばくするおそれがある場合は、勤務先、学校等、滞在施設内等において屋内退避を実施する。

本市においては、自宅で屋内退避を実施することに対して不安を感じる住民への対応として、屋内退避準備の段階で、公共施設等において受入れ準備を行う。

(3) 大規模地震との複合災害時における屋内退避等の実施

大規模地震との複合災害時には、多くの家屋が倒壊し、または多くの住民が屋内に留まることを懸念すると思われることから、以下の対応を図る。

- ① 地震により家屋が倒壊した、または倒壊するおそれがあるなどにより家屋で屋内退避を実施することが困難である場合には、近隣の公共施設等において、屋内退避を実施する。
- ② 屋内退避中に再度の地震等により被災が更に激しくなるなど、屋内退避の継続が困難である場合は、屋内退避が不要である地域の避難所等へ移動を行う。

第3章 避難手段及び避難経路

1 避難手段

(1) 原則

- ① 避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用に当たっては、車両の有効活用及び車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行する。
- ③ 市は、県が実施する鉄道による避難者輸送に係る検討結果を見定め、必要に応じて、鉄道による避難者輸送について検討を進める。

<県の対応>

- ① 複合災害により道路が分断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ② その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。
- ③ 滋賀県はJR等鉄道の利便性が高い地域であり、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、県の広域避難計画に反映し、必要に応じて鉄道事業者と協力を求めていく。

(2) 自家用車利用の抑制及び事前の周知

- ① 自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、OIL1に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、しょうがいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。
- ② 市は、前項に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においては、バスによる避難を原則とすること、やむを得ず自家用車を使用する場合は、できる限り乗り合わせる等について、平常時から住民に周知し不要な自家用車利用の抑制を図る。
- ③ 市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時から住民に周知する。

(3) 自家用車一時保管場所の確保

市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

(4) 避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、市および県が連携して確保する。
- ② 市は、県及び指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。

<県の対応>

- ① 緊急時に避難用バスが不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の 14 の規定に基づき、指定公共機関等に避難用バスの確保を要請する。
- ② 運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、「福井エリア地域原子力防災協議会」の場等を活用し、国に要請する。
- ③ 一時集合場所の駐車できる空間が狭い等の場合は、避難用バスの集結場所を避難対象区域の近隣に確保するよう努める。

2 避難経路

(1) 原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 市は、県が主な避難経路を設定した場合、それに基づき合理的な避難経路の設定に努める。

<県の対応>

- ① 本市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定する。
- ② 主な避難経路の設定に当たって、避難時間推計の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議するほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

(2) 県内他市町への避難経路

県があらかじめ定める主な避難経路は、【別添 1】のとおりである。市は、【別添 1】で示されている主な避難経路をもとに、避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

(3) 他府県への主な避難経路

< 県の対応 >

- ① 他府県への主な避難経路について以下のとおり定めている。

関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路を以下のとおり設定している。

なお、大阪府内における避難経路については、【別添2】による。

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス

※ 北陸自動車道木之本IC、及び長浜IC及び小谷城SICの利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道8号等により避難中継所に向かうものとする。

- ② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が本市及び受け入れ先となる県・市の意見を聴取したうえで、高速道路及び主要国道を中心に検討し、県警察及び道路管理者等と協議のうえ決定し、決定した避難経路を本市に連絡する。

(4) 災害時における避難経路の再調整

市は、県と連携し、避難指示の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察及び道路管理者と協議のうえ、実際の避難経路を決定する。

< 県の対応 >

- ① 県外へ避難する必要がある場合には、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。
- ② 決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内各市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

3 交通対策

< 県警察の対応 >

県警察は、本市が避難指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、避難用バス等関係車両以外の車両の通行を禁止または制限するなど、必要な交通対策を講じる。

第4章 スクリーニング及び除染の実施体制（避難中継所の設置）

1 原則

市は、身体除染、被ばく抑制及び汚染拡大防止を目的として、県が実施する避難住民等のスクリーニング及び除染の活動に協力する。

＜県の対応＞

身体除染、被ばく抑制及び汚染拡大防止を目的として、UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、国、原子力事業者、関係機関と連携し、避難住民等のスクリーニング及び除染を実施する。

2 避難中継所の設置

市は、スクリーニング及び除染等を行うため、県が実施する避難中継所の設置に協力する。

＜県の対応＞

- (1) 関係機関の協力のもと、避難開始までに、UPZ近傍の避難経路上に、スクリーニング及び除染等を行うための避難中継所を設置する。
- (2) 事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。
- (3) 避難中継所を増設する場合、予定していた避難中継所が使用できない場合、市内UPZ外の地域で避難が必要となった場合等を想定して、予備の設置場所をあらかじめ検討し、県広域避難計画に反映させる。
- (4) 避難中継所の選定にあたっては以下の条件を考慮する。
 - ・面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、自家用車の一時保管場所となることから避難中継所及びその近隣で多数の自家用車を駐車できる場所を確保できること）
 - ・設備（スクリーニング及び除染の実施場所と多数の待機者を収容できる屋内空間とトイレを確保できること）
- (5) UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置する。なお、設置場所については、原子力防災訓練等を通じて、より適切な設置場所について継続的に検討していく。

名 称	所 在 地
湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
長浜バイオ大学ドーム（県立長浜ドーム）	長浜市田村町 1320

※ 長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

3 実施体制の整備

市は、県が定めるスクリーニング及び除染の実施に要する人員体制や実施手順、必要な資機材の整備を踏まえ、本市における必要な体制等の整備に努める。

＜県の対応＞

- (1) スクリーニング及び除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 緊急時にスクリーニング及び除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

＜県の対応＞

スクリーニング及び除染の結果、汚染のないことが確認できた者についてスクリーニング済証を発行するとともに、当該スクリーニング及び除染に関する記録票を作成し、県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手順の詳細については、県が別に定めるマニュアルによる。

第5章 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

1 方針

市は、県及び医療機関等と連携して、原子力災害対策指針を踏まえ、避難する住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておく。

2 緊急時における配布体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布方法、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

安定ヨウ素剤のUPZ内への配布は原則、県が市内施設に備蓄している安定ヨウ素剤を使用する。ただし、県の安定ヨウ素剤が災害の影響などにより使用できない場合は、市が備蓄している安定ヨウ素剤を配布する。

市は、UPZにおいて、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性がある地域や、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができるものとする。

3 説明書等の準備

市は、県と連携して、避難を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。

4 副作用への備え

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

5 備蓄場所

市で備蓄する安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 医療機関

名称	所在地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

(2) 市内施設

- ①市役所
- ②保育所、幼稚園等^{※1}

※1 県の配備状況に応じて、配備場所は選定する。

<県の対応>

UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設

名称	所在地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251

(2) 市の施設

- ① 市役所
- ② 市が指定する一時集合場所
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等^{※2}

※2 一時集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

(3) 医療機関

名称	所在地	区分
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313	原子力災害医療協力機関
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221	原子力災害医療協力機関
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7	原子力災害拠点病院

6 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は原則、一時集合場所または避難中継所とする。

<県の対応>

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

(1) 県の施設における備蓄分

- ① 湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ② 避難中継所（スクリーニング場所での服用確認及び未服用者への配布）
- ③ 県立伊香高等学校（避難時の生徒・教職員への配布）

(2) 市の施設における備蓄分

- ① 市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）
- ② 一時集合場所（避難時の住民への配布）
- ③ UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

(3) 医療機関における備蓄分

- ① 原子力災害医療協力機関（入院患者、被ばく患者への配布）
 - ・市立長浜病院
 - ・長浜市立湖北病院
- ② 原子力災害拠点病院（入院患者、被ばく患者への配布）
 - ・長浜赤十字病院

7 緊急時における配布及び服用の手順

市は、緊急時における安定ヨウ素剤配布手順等について、県があらかじめ策定したマニュアル等に基づき対応するものとする。

<県の対応>

- (1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。
- (2) 県は、緊急時における配布及び服用を迅速に実施するためには、PAZにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化及び必要な財源措置について、国に要請していく。

第6章 避難所の設置運営

1 避難所の設置運営

- (1) 避難所の開設は、避難の受入れ要請を踏まえて、避難先市町村が行う。
- (2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、できるだけ早期に、避難元である本市や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。
- (3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続的に行う。

2 拠点避難所の設置

- (1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。
- (2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。
＜県の対応＞
- (3) 県は、地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、できる限り拠点避難所を設置するよう要請する。

3 避難所運営に必要な物資の確保

県及び市は、広域避難を実施した場合の避難所における食糧・毛布等の必要物資について、迅速に確保する。

＜県の対応＞

- (1) 避難所運営に必要な物資が不足する場合、県は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

第7章 避難長期化への対応

1 二次避難への移行の進め方

- (1) 県及び市は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先の確保に向けた検討を開始する。
- (2) 県及び市は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。
- (3) 県及び市は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期移行に努める。

2 二次避難先の確保

- (1) 二次避難先は県内で確保することとし、県及び市は、必要に応じ、県内他市町にも二次避難先の確保を要請する。
- (2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難な時、県及び市は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

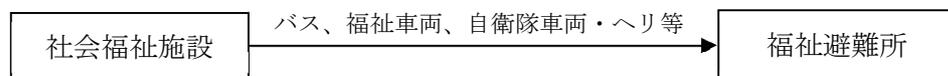
第8章 要配慮者の広域避難についての基本的な考え方

- (1) 避難、とりわけ府県域を超える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者の健康リスクが高まることがないように、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。

< 県の対応等 >

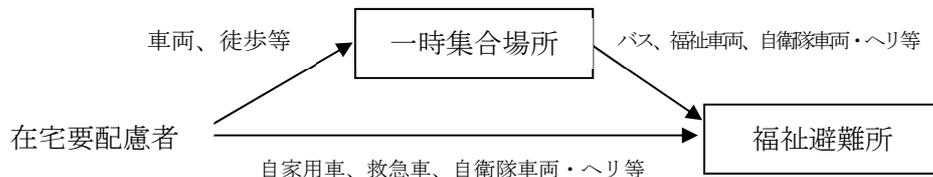
- (1) 県は、県地域防災計画第2章第7節第3「要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。
- (2) 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」における避難行動要支援者の広域避難の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者の区分に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、避難先・避難手段の確保など十分な準備を行う必要がある。

ア 社会福祉施設入所者・通所者



社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、高齢者等避難等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

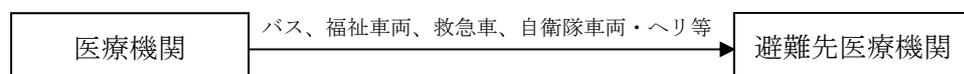
イ 在宅要配慮者



介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。

心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要配慮者については、当該措置を講じる。

ウ 医療機関等入院患者



第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担にならないことを原則とする。市は、県と連携し、今後、国に対し原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等による国による費用負担のあり方の具体化を求める。

第10章 U P Z外の地域への対応

本市におけるU P Z外の地域において広域避難や屋内退避等の防護措置の実施が必要となった場合、市は、県と連携し、地域防災計画等と整合を図りながらこの広域避難計画に準じて必要な対策を講じる。

第 11 章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係

< 県の対応 >

県域を超える広域避難について、県広域避難計画に記載のない事項は、関西広域連合を中心に検討している「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応する。

第12章 広域避難計画の見直し

市は、県広域避難計画が見直しされた場合、県計画との整合性を確保するため、必要な見直しを速やかに実施する。

<県の対応>

県は、原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、さまざまな状況の変化に対応して、随時県広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図る。

第13章 市内における避難

原子力災害が発生し、事態の進展に伴い、本市におけるUPZの地域から市内のUPZ外の地域への避難が必要となった場合、市は、県及びその他関係機関と連携して、避難用バスの確保、避難中継所の設置、避難中継所におけるスクリーニング及び除染の実施など、避難の際に必要な対策を、この広域避難計画に準じて実施する。

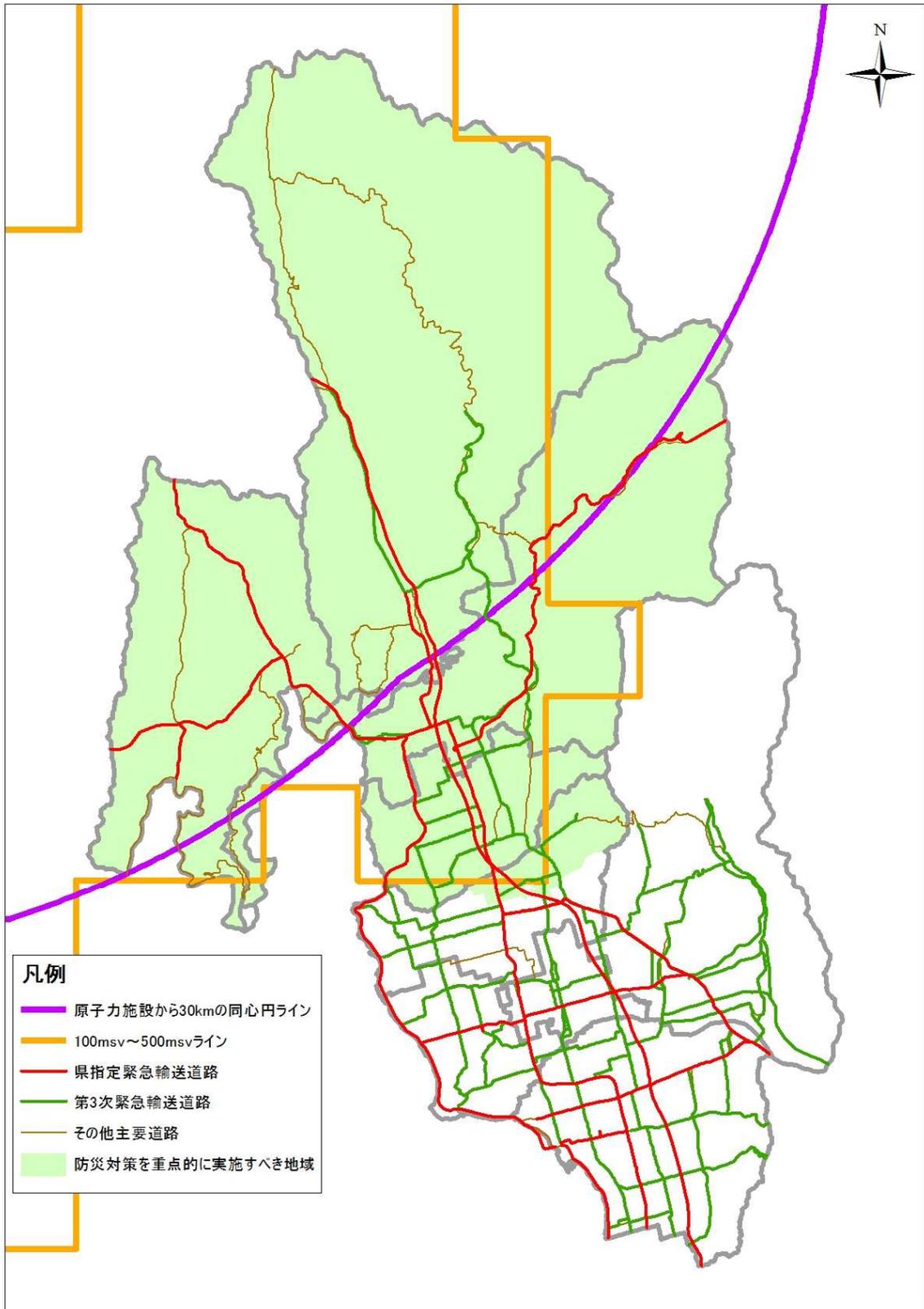
別紙 1

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

■本市における防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

西浅井町大浦、西浅井町小山、西浅井町沓掛、西浅井町黒山、西浅井町塩津中、西浅井町塩津浜、西浅井町集福寺、西浅井町庄、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町中、西浅井町野坂、西浅井町八田部、西浅井町祝山、西浅井町岩熊、西浅井町山門、西浅井町山田、西浅井町余、西浅井町横波
余呉町池原、余呉町今市、余呉町小谷、余呉町奥川並、余呉町小原、余呉町尾羽梨、余呉町上丹生、余呉町川並、余呉町国安、余呉町坂口、余呉町下丹生、余呉町下余呉、余呉町新堂、余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町田戸、余呉町椿坂、余呉町中河内、余呉町中之郷、余呉町針川、余呉町東野、余呉町文室、余呉町八戸、余呉町柳ヶ瀬、余呉町鷺見
木之本町赤尾、木之本町石道、木之本町大音、木之本町大見、木之本町音羽、木之本町金居原、木之本町川合、木之本町北布施、木之本町木之本、木之本町黒田、木之本町小山、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町千田、木之本町田居、木之本町田部、木之本町西山、木之本町飯浦、木之本町廣瀬、木之本町古橋、木之本町山梨子
高月町雨森、高月町磯野、高月町井口、高月町宇根、高月町落川、高月町尾山、高月町柏原、高月町片山、高月町唐川、高月町熊野、高月町重則、高月町高月、高月町高野、高月町渡岸寺、高月町西阿閉、高月町西野、高月町西物部、高月町西柳野、高月町東阿閉、高月町東高田、高月町東物部、高月町東柳野、高月町布施、高月町保延寺、高月町洞戸、高月町馬上、高月町松尾、高月町持寺、高月町森本、高月町柳野中、高月町横山
湖北町青名、小谷上山田町、下山田、湖北町猫口、湖北町二俣、湖北町八日市、小谷丁野町

図 本市における防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲



【別添1】主な避難経路

- 凡例
- 主要な避難経路
 - 高速自動車国道
 - 高速自動車国道以外
 - その他の道路
 - UPZ内
 - UPZ外
 - 避難中継所(スクリーニング場所)



※個票記載の避難中継所を第一候補とするが、施設の被害状況や災害の状況に応じて計画記載の他の施設での設置も検討する。

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難																		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②																
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名		避難所②															
											名称	所在地			名称	所在地																
長浜市	湖北町	1,550	おたに小谷	おたにかみやまた小谷上山田	240	おたにしゅうがっこう小谷小学校	長浜市小谷丁野町524	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	県道265号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園1-23	国道265号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)															
				おたに下山田	111																											
				おたにまた二俣	92																											
				おたにようの小谷丁野	522																											
			はやみ速水	ようかいち八日市	249	はやみしゅうがっこう速水小学校	長浜市湖北町速水2561-1																									
				おたに青名	195																											
	西浅井町	3,628	1,683	しおつ塩津	しおつはま塩津浜	408	にしあらいちゅうがっこう西浅井中学校	長浜市西浅井町塩津中312	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	聖徳中学校 聖徳町1-1	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園1-23	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)														
					はりやま祝山	107																										
					やのくま岩熊	235																										
					つきて月出	19																										
					のきか野坂	104	しおつなか塩津中	長浜市西浅井町塩津中41																								
					しおつなか塩津中	139																										
					よ余	324																										
					しゅうらくに集福寺	142																										
					ながはら永原	1,945	1,945	ながはら永原											おおうら大浦	743	ながはらしゅうがっこう永原小学校	長浜市西浅井町大浦167	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	箕作小学校 小脇町377	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区長居公園1-23	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)
																			まがら菅浦	113												
																			はたべ八田部	241												
																			やまだ山田	79												
																			にしあらいちゅうがっこう西浅井小山	66												
																			やまかど山門	197												
なか中	106																															
しゅう庄	319																															
くちやま黒山	81																															
船岡中学校	市辺町2789	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所																														
八日市西小学校	柏木町14																															
船岡中学校	市辺町2789																															
玉緒小学校	大森町971																															
布引小学校	今堀町581-10	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)																														
八日市北小学校	建部日吉町468																															
八日市高等学校	八日市上之町1-25																															
八日市南小学校	沖野3-6-1																															
御園小学校	五智町239																															
八日市南小学校	沖野3-6-1																															
八日市南高等学校	春日町1-15																															
御園小学校	五智町239																															
玉園中学校	五智町239																															
計	5,178		5,178																													

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		県内避難								県外避難									
避難元				集合場所				避難中継所(スクリーニングポイント)				避難先①				避難先②					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	拠点避難所		避難所①		避難経路①	府県名	市町村名	避難所②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地	名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	木之本町	4,616	木之本	4,056	木之本	1,652	伊香ツインアリーナ	長浜市木之本町西山183-3	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲南情報交流センター	甲南町電法師600	土山地域市民センター	土山町北土山1715	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(松原IC)⇒中央環状線⇒府道31号線⇒金岡公園体育館	大阪府	堺市	金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18	-
					土山小学校	土山町北土山1462															
					土山地域市民センター(山内公民館)	土山町黒川1970															
					土山開発センター	土山町北土山1715															
					森林文化ホール	土山町北土山2348-2															
					大野公民館	土山町大野2154															
					甲南ふれあいの館	甲南町葛木925															
					甲南青少年研修センター	甲南町葛木875															
					甲南希望ヶ丘保育園	甲南町希望ヶ丘4-1															
					甲南第一小学校	甲南町深川1728															
					甲賀市甲南体育館	甲南町葛木977															
					甲賀市甲南B&G海洋センター	甲南町葛木30-11								国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒甲南IC⇒拠点避難所⇒避難所							
甲南西保育園	甲南町新治1095																				
甲南情報交流センター(甲南公民館)	甲南町電法師600																				
鮎河公民館	土山町鮎河1950																				
土山中央公民館	土山町南土山甲406																				
旧鮎河小学校	土山町鮎河1201																				
土山中学校	土山町北土山414																				
大野小学校	土山町大野949																				
土山体育館	土山町北土山414-2																				
蒲生西小学校	鈴町1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒蒲生スマートIC⇒避難所																			
蒲生北小学校	蒲生堂町1287																				
蒲生西小学校	鈴町1																				
	計	4,616		4,616																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		府県名	市町村名		名称	所在地
長浜市	木之本町	991	なびき 高時	991	あつみ 大見	29	なびきしょうがっこう 高時小学校	長浜市木之本町石道1079-1	湖北体育館	長浜市湖北町連水1210	東近江市	能登川南小学校	猪子町12	国道303号⇒国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ	いぶき野5丁目4-7	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(岸和田和泉IC)⇒光明池春木線⇒和泉中央線
					能登川中学校	山路町2800													
					能登川東小学校	小川町30													
					能登川西小学校	伊庭町2885													
					能登川南小学校	猪子町12													
					能登川南小学校	猪子町12													
計	991		991																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難			県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②				避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		府県名	市町村名	避難所②		
長浜市	木之本町	307	いかぐ 伊香具	307	おおと 大音	307	いかぐしよ 伊香具小 3がっこう 学校	長浜市木之本町 大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水 1210	東近江市	朝桜中学校	市子川原町 686	国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 蒲生スマート IC⇒避難所	大阪府	高石市	市立総合体育館	西取石6丁目5-6	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線浜寺出口)⇒府道29号線(臨海道路)高石出口⇒府道204号線(堺阪南線)
	計	307		307															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所① 名称		避難所① 所在地	府県名	市町村名		避難所② 名称 所在地	
長浜市	木之本町	54	伊香具	54	飯浦	35	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	能登川北小学校	福堂町2877-1	国道8号⇒県道2号⇒湖岸道路⇒避難所	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18-17	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線岸和田北IC)⇒府道40号線(磯上南交差)⇒府道204号線
	計	54		54															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元							集場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難					県外避難			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地		名称	所在地		府県名	市町村名
長浜市	高月町	1,737	高月	1,737	高月	1,737	高月小学校	長浜市高月町高月738	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴230	信楽伝統産業会館 信楽町長野1203 信楽開発センター 信楽町長野1251 信楽地域市民センター 信楽町長野1203 雲井地区農村活性化センター 信楽町牧72-3 西教育集会所 信楽町西349-4 信楽小学校 信楽町江田969 信楽中学校 信楽町江田950 甲賀市信楽図書館 信楽町長野1312-1 雲井小学校 信楽町牧868 甲賀市信楽体育館 信楽町長野1310 小原小学校 信楽町柞原899 信楽保健センター 信楽町長野473	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(八尾IC)⇒中央環状線⇒主要地方道大阪港八尾線5号線⇒府道八尾道明寺線174号線	大阪府	八尾市	八尾市立総合体育館	青山町3丁目5-24
	計	1,737		1,737															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)				県内避難				県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難所①	避難経路①	避難先②				避難経路②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地			名称	所在地	府県名	市町村名		避難所②
												名称	所在地	名称	所在地						
長浜市	高月町	388	たかつき 高月	388	まけ 馬上	388	たかつきしょうがっこう 高月小学校	長浜市高月町 高月738	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	甲賀市	甲賀市水口 スポーツの 森	甲賀市水口 町北内貴 230	伴谷小学校	水口町 伴中山 2252	国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒ 名神高速道路 ⇒竜王IC⇒抛 点避難所⇒避 難所	大阪府	柏原市	市民文化 会館	安堂町1-60	国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 京滋バイパス ⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒ 西名阪自動車 道(藤井寺IC) ⇒府道12号 (堺大和高田 線)⇒国道170 号⇒25号
												伴谷東小学 校	水口町 山774								
	計	388		388																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難					県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①				避難経路①	避難先②					
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	拠点避難所		避難所①		府県名	市町村名	避難所②		避難経路②	
											名称	所在地	名称	所在地			名称	所在地			
長浜市	高月町	662	とみなが富永	662	とまではり雨森	108	とみなが富永小学校	長浜市高月町井口160	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴230	かふか生涯学習館	甲賀町大原中886	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒竜王IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	富田林市	市民総合体育館	美山台4-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道路(羽曳野IC)⇒国道170号(外環状線)
				とまではり保延寺	132							かえで会館	甲南町森尻527								
				とまではり雨森	381								甲南中学校	甲南町寺庄841							
	計	662		662																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難					県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地		名称	所在地
長浜市	高月町	761	富永	761	井口	687	富永小学校	長浜市高月町井口160	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴230	甲南図書交流館	甲南町深川1850	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒竜王IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	河内長野市	市民総合体育館	大師町25-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原南IC)⇒国道309号⇒国道170号
					甲南中部小学校	甲南町竜法師1137															
甲南第二小学校	甲南町杉谷2046																				
甲南第三小学校	甲南町野川840																				
希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘3-34																				
甲賀市希望ヶ丘防災コミュニティセンター	甲南町希望ヶ丘1-3-4																				
滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188	農林漁家婦人活動促進施設柞原会館	信楽町柞原164-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所																	
				高月尾山	74							朝宮コミュニティセンター	信楽町上朝宮467								
	計	761		761																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名	避難所②		
											名称	所在地			名称	所在地		
長浜市	高月町	817	こほり古保利	817	ひがしやなぎの東柳野	333	こほりしょうがこほり古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	松原市	松原市市民体育館	田井城3丁目1-37	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒東大阪JCT阪神高速13号東大阪線⇒東船場JCT阪神高速環状1号線⇒阪神高速14号松原線(三宅出口)⇒国道309号線
	計	817		817														

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難					県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難所①	避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地					名称	所在地	
長浜市	高月町	788	七郷	788	からかわ 唐川	317	湖北体育館	長浜市高月町唐川 248	滋賀県立信 楽陶芸の森	甲賀市信楽 町勅旨2188	甲賀市	大原小学 校	甲賀町大久 保1000	国道8号⇒北陸 自動車道(長浜I C)⇒名神高速道 路⇒新名神高速 道路⇒信楽IC⇒ 拠点避難所⇒避 難所	大阪府	羽曳野市	総合スポー ツセンター はびきのコロ セアム	南恵我之荘 4丁目237-4	国道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒京滋バイパス⇒ 第二京阪道路⇒ 近畿道(松原IC) ⇒府道2号⇒府道 31号⇒府道188号	
					よこやま 横山	145						甲賀中学 校	甲賀町相模 128							
					ひがしのべ 東物部	326						甲賀共同 福祉セン ター	甲賀町相模 124-7							
					甲賀体育 館	甲賀町相模 1511														
計	788		788																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元							集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難					県外避難				
市町村名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①				避難経路①	避難先②			避難経路②	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	拠点避難所		避難所①		府県名	市町村名	避難所②		
											名称	所在地	名称	所在地			名称	所在地		
長浜市	高月町	287	七郷	287	磯野	287	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188	甲賀中央公園体育館	甲賀町相模124-7	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号
	計	287		287																

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名		避難所②		
												名称					所在地	名称	所在地
長浜市	高月町	337	こほり古保利	337	にしあつ比西阿閉	337	こほりしやうがっ古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北)⇒府道36号⇒国道309号⇒府道森屋狭山線⇒国道310号	
	計	337		337															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						避難所①					避難所②		
												名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	高月町	114	こほり古保利	114	にしやなぎの西柳野	114	こほりしょうがっこう古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択		国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒南阪奈道路(羽曳野東IC)
	計	114		114															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難					県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	避難先②			避難経路②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						拠点避難所 名称	所在地		避難所① 名称	所在地	府県名		市町村名	避難所② 名称 所在地	
長浜市	高月町	94	ななさと七郷	94	たかつきふせ高月布施	94	ななさとしょうがっこう七郷小学校	長浜市高月町唐川248	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	甲賀市	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188	油日小学校	甲賀町上野1322	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒新名神高速道路⇒信楽IC⇒拠点避難所⇒避難所	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道(羽曳野)⇒府道27号線
	計	94		94																	

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	高月町	106	こほり古保利	106	しげのり重則	61	こほりしょうがっ古保利小学校	長浜市高月町西柳野38	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	草津市	災害時の被災状況に応じて別添3の避難所から選択		国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒栗東ICまたは草津田上IC⇒避難所	大阪府	千早赤阪村	千早赤坂村B&G海洋センター	大字東阪255-1	国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北IC)⇒国道309号⇒府道705号
	計	106		106															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	967	余呉	967	きかぐち 坂口	127	旧鏡岡 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	湖東中 学校	横溝町202	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45 番1号	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バ イパス⇒第二京 阪道路⇒近畿 道⇒阪神高速 阪神高速(13号 東大阪線⇒1号 環状線⇒15号 堺線)⇒国道26 号線
					しもよこ 下余呉	371						湖東中 学校	横溝町202						
					なかのこ 中之郷	469						愛東中 学校	下中野町 444						
	計	967		967															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	373	余呉	373	しもにゆう 下丹生	77	旧鏡岡 ちやうがこう 中学校	長浜市余呉 町中之郷 1030	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	湖東第 二小学 校	南菩提寺 町430	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒湖東三 山スマートIC⇒ 避難所	大阪府	貝塚市	総合体育館	畠中1丁目 13-1	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒京滋バイパス ⇒第二京阪道路 ⇒近畿道⇒阪和 自動車道(貝塚I C)⇒府道岸和 田牛滝山貝塚線 (40号線)(通称: 貝塚中央線)
					かみにゆう 上丹生	231						湖東第 一小学 校	下里町21						
					するすみ 摺墨	16						湖東第 二小学 校	南菩提寺 町430						
					すがなみ 菅並	49						湖東第 二小学 校	南菩提寺 町430						
	計	373		373															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	392	余呉	392	余呉東野	392	余呉小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	五個荘中学校	五個荘小幡町227	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	泉佐野市	市民総合体育館	新安松1丁目1-22	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線泉佐野南IC)⇒府道29号⇒国道481号⇒国道26号
	計	392		392															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路①	府県名	市町村名	避難先②		避難経路②
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	305	よご 余呉	305	やと 八戸	74	かがみおか 旧鏡岡 ちやうけいこう 中学校	長浜市余呉町 中之郷1030	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	東近江市	湖東第三 小学校	小田苅町 340	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒湖東三山ス マートIC⇒避難 所	大阪府	泉南市	市民体育館	樽井2丁目26 番1号	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒京滋バ イパス⇒第二京 阪道路⇒近畿 自動車道⇒阪 和自動車道(泉 南IC)⇒府道 63号泉佐野岩 出線⇒国道26 号
	計	305		305															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	市町村名	避難先①		避難経路	府県名	市町村名	避難先②		避難経路
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口						避難所①					避難所②		
												名称	所在地				名称	所在地	
長浜市	余呉町	316	余呉	316	国安	137	余呉 小中学校	長浜市余呉 町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速 水1210	東近江市	永源寺中 学 校	山上町4300	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜 IC)⇒名神高速 道路⇒八日市 IC⇒避難所	大阪府	阪南市	府立泉鳥取 高校	緑ヶ丘1丁目 1-10	国道365号⇒ 国道8号⇒北 陸自動車道 (長浜IC)⇒名 神高速道路⇒ 京滋バイパス ⇒第二京阪道 路⇒近畿道⇒ 阪和道(泉南 IC)⇒府道63 号⇒府道64号
						市原小学 校						高木町1124							
						五個荘小学 校						五個荘竜田 町567							
	計	316		316															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難			県外避難						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名		避難所②		
											名称	所在地			名称	所在地			
長浜市	余呉町	328	余呉	328	文室	73	よご 余呉 しほつちがっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	市原小学校	高木町1124	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	熊取町	熊取町立総合体育館「ひまわりドーム」	久保5丁目3-1	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(貝塚IC)⇒国道170号
											永源寺中学校	山上町4300							
											五個荘小学校	五個荘竜田町567							
	計	328		328															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名		避難所②		
											名称	所在地			名称	所在地			
長浜市	余呉町	33	よこ余呉	33	つばきざか椿坂	33	よこ余呉 しんせうがっこう 小中学校	長浜市余呉 町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町 速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号⇒国 道8号⇒北陸自 動車道(長浜IC) ⇒名神高速道路 ⇒八日市IC⇒避 難所	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福 祉センター	嘉祥寺 883-1	国道365号⇒国道8号 ⇒北陸自動車道(長 浜IC)⇒名神高速道 路⇒京滋バイパス⇒ 第二京阪道路⇒近畿 道⇒阪神高速(13号 東大阪線⇒16号大 阪港線⇒4号湾岸線)⇒ 府道泉佐野岩出線
	計	33		33															

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元						集合場所		避難中継所(スクリーニングポイント)		県内避難				県外避難					
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	避難先①		避難経路①	避難先②		避難経路②			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口					市町村名	避難所①		府県名	市町村名		避難所②		
											名称	所在地			名称	所在地			
長浜市	余呉町	68	余呉	68	柳ヶ瀬	46	余呉 しんがね3がっこう 小中学校	長浜市余呉町中之郷777	湖北体育館	長浜市湖北町速水1210	東近江市	山上小学校	山上町200	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒八日市IC⇒避難所	大阪府	岬町	岬町立町民体育館	淡輪4546	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(長浜IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線)⇒府道63号線⇒国道26号線⇒府道259号線
	計	68		68															

草津市 受入避難所一覧

	施設名称	住所
1	総合体育館	下笠町161
2	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）	野村三丁目3-27
3	ふれあい体育館	草津町1486-1
4	武道館	南山田町683
5	テクノカレッジ草津	青地町1093
6	草津クリアホール	野路六丁目11-15
7	西一会館	草津町1446-1
8	西一教育集会所	草津町1446-1
9	橋岡会館	橋岡町71
10	橋岡教育集会所	橋岡町68
11	新田会館	木川町898-3
12	新田教育集会所	木川町898-15
13	常盤東総合センター	芦浦町319-1
14	芦浦教育集会所	芦浦町319-1
15	志津まちづくりセンター	青地町561
16	志津南まちづくりセンター	若草五丁目10
17	草津まちづくりセンター	草津一丁目4-33
18	大路まちづくりセンター	大路二丁目9-11
19	渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9-38
20	矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13-6
21	老上まちづくりセンター	野路町520
22	老上西まちづくりセンター	矢橋町526-1
23	玉川まちづくりセンター	野路九丁目7-42
24	南笠東まちづくりセンター	笠山一丁目1-47
25	山田まちづくりセンター	南山田町678
26	笠縫まちづくりセンター	上笠一丁目6-3
27	笠縫東まちづくりセンター	集町58-8
28	常盤まちづくりセンター	志那中町111-1
29	なごみの郷(福祉避難所)	志那町2552
30	長寿の郷ロクハ荘(福祉避難所)	追分七丁目11-1